

1. CONFINTEAVI は、基本的で社会的な権利である成人および青年の**教育への権利**に対する大規模な侵害が存在することについての認識を示し、早急な行動を必要とする非常事態を宣言すべきである。基礎的な成人教育は法的に擁護されるべき権利なので、すべての成人教育が法的に保証されるべき権利であるとする法整備を私たちはすべての政府に求める。
2. 成人および青年の教育は、人びと、特に最も悪影響を被っている女性たちが、**あらゆる危機**(食糧、燃料、金融、紛争、気候変動)を解決し、持続可能な未来をつくるための鍵である。大衆教育¹は従来の成人教育を刷新し、社会変革をもたらすための鍵である。
3. **成人および青年の教育を推進するための法的な枠組み**は、すべての国で整備されるべきである。その際、市民社会や学習者の代表、教育者が政府とともに意思決定に参画することが明記されるべきである。成人および青年の教育はインクルーシブで多様であるべきで、単に経済開発だけでなく人間の活動のすべての領域に行き渡るべきであり、人びとの幸福を育むべきである。したがって最終的な責任を負う教育省のリーダーシップのもとでセクター間および省庁間の協力が推進されるべきである。
4. 識字と非識字の間の人工的な区分けに基づく単純な**データあるいは統計**の収集はやめるべきである。すべての調査、研究、データ収集あるいは報告は、人びとの生活、労働、文化、言語の文脈に応じた識字のレベルの連続性に焦点をあてるべきである。すべてのデータは、ジェンダーならびに潜在的に差別をもたらすその他の特徴(たとえば人種、民族、階級、階層、性的な指向性、ジェンダー同一性、世代、障がい、地域、市民権の状況、懲役等)別に集計されるべきである。
5. 成人および青年の教育は、すべての国連ミレニアム開発目標(MDGs)達成のための「糊」として認識されるべきなので、国家計画の策定と MDGs の達成状況のレビューにおいて優先されるべきである。すべての政府は、2012 年までに**十分な予算と明確な目標をとともう成人識字と生涯学習の計画**と法律を策定すべきである。この計画は識字率と成人学習の参加率についての信頼できる証拠(新規の国勢調査など)に基づくべきであり、教育セクター計画あるいは貧困削減計画に統合されるべきである。この計画は価値と態度の改善ならびにすべての差別的な慣行(たとえばジェンダーに基づいた)の変革における教育の役割を認識されるべきである。またこの計画にはデジタル・リタラシーの課題、調査および評価のための能力強化の必要性、成人教育者の質の高い研修およびより良い待遇の必要性が盛り込まれるべきである。
6. 政府は質の高い成人および青年の教育に必要な費用を算出すべきである。また教育予算の少なくとも 6%を成人教育を配分し、かつ非識字率の高い国では最低その半分を識字教育に配分することを義務的な数値目標とすることを合意すべきである。同様に国民総所得の 0.7%を援助額にあて、かつ援助額の 15%を教育援助に配分することを前提に、教育援助額の 6%を成人教育に配分することを義務的な数値目標とすることを合意すべきである。国際社会および援助機関はEFA目標²の 3 および目標 4 は他の目標と等しく重要であることを認識すべきであり、これらの目標達成のための資金不足額についての正確に予測すべきである。成人識字の現状にインパクトをもたらすためには 2015 年までに少なくとも 100 億ドルの追加の援助が必要である。
7. **Fast Track Initiative³(FTI)**は、EFAのためのグローバル・イニシアチブに大幅に改革される必要がある。この改革されたイニシアチブでは、青年と成人の識字教育、特に女性の識字のための着実な活動とそのための資金を教育セクター計画に含めることを明確に義務づけるべきである。このイニシアチブは、世界銀行から完全に独立して運営され、その資金規模は現状のFTIより大きく増額されるべきである。
8. IMFが途上国政府に課している厳格な**マクロ経済条件**とこれを促進する政策は、EFAへの投資を阻害している。IMFを最近強化したG20はIMFに対して意義をとえざるべきである。現在から2015年までの物価上昇率および財政赤字率についてIMFが途上国に課している目標値は、持続的に柔軟であるべ

きである。これによって金融危機を克服するための主要な鍵である教育への長期的な投資を途上国政府は行うことができるようになる。

9. すべての市民に対する**学習機会を最大化**する義務をすべての政府は負っている。個人、雇用者、国家によって持続的な投資を最大化し、誰もがほっておかれぬ状況をつくることに政府は責任を持つべきである。すべての雇用者は支払給与の1%にあたる額を労働に関連した教育や研修に充てるべきである。すべての資金は、最も困難な状況にある人びとや排除された人びと、特に多重の困難に苦しんでいる女性に確実に届くようにターゲティングされなければならない。成人学習にすべての人びとを含めること、そして真の参加を保證することに成功した国は一つも存在しないことを認識することが重要である。あらゆる状況においても自分たちに影響を与える政策形成や実践の過程に成人学習者自身の声が反映されるべきである。
10. これらのコミットメントが実施されるように包括的な機関間の**モニタリング・メカニズム**が必要である。モニタリング・メカニズムは、各国レベルでは、公的機関、大学、市民社会組織を含むべきである。国際レベルでは、たとえば成人教育に対する援助額についてのOECD DAC⁴による報告システム、政府の教育予算についてのUIS⁵およびGMR⁶による調査、保健普及についての5%勧告に関するWHOによるモニタリング、農業普及に関するFAOによる調査などが含まれるべきである。進捗を評価するために、すべての領域について明確な目標数値が2012年までに確立されるべきである。正確なデータに基づいた成人学習についてのグローバルレポートが3年ごとに発行されるべきである。これはCONFINTEAVIでのコミットメントの実施状況を分析するとともに、他の国連によるプロセス(気候変動、開発資金、女性の権利、MDGs、人口、移動など)に反映されるべきである。

市民社会は、厳格なモニタリングの実施、成人教育の政策および実践の改善における政府の批判的なパートナーとして重要な役割をになっている。

1. popular education

2. Education for All Goals

3. FTIは2002年に始まったEFA目標達成のためのグローバルな援助メカニズムで、EFA目標2である初等教育完全普及を目的としている。世界銀行が事務局を務めている。

4. 経済協力機構開発援助委員会。DAC加盟国は、毎年、援助額、分野別配分、対象国をDACに報告している。

5. ユネスコ統計研究所

6. EFA Global Monitoring Reportのこと。独立したGMRチームがEFA目標の達成状況について毎年報告書を作成している。